平成２８年（フ）第１５４５号
兵庫県宝塚市山本南１丁目30番２号
債務者　大西　昌子
1　決定年月日時　平成28年６月21日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年８月10日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２８年（フ）第１５５１号
大阪府豊中市今在家町４番６号
債務者　山田真二こと　南端　眞二(旧姓山田)
1　決定年月日時　平成28年６月21日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年８月10日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２８年（フ）第１９７９号
大阪市西淀川区出来島１丁目５番22―503号
債務者　ＰＡＩＮＴＥＲ佐藤こと　佐藤　　茂
1　決定年月日時　平成28年６月21日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年８月10日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２８年（フ）第１９９６号
大阪市西区九条１丁目10番17―903号
債務者　岡本　　遥（旧姓倉岡）
1　決定年月日時　平成28年６月21日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年８月10日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２８年（フ）第２００９号
大阪市平野区加美東６丁目３番２―405号
債務者　水谷　莉沙
1　決定年月日時　平成28年６月21日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年８月10日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２８年（フ）第２０１５号
大阪市浪速区戎本町１丁目４番16号　トゥリオーニＥＢＩＳＵ402号、前住所大阪府高石市高師浜２丁目４番22号
債務者　民草　　愛（旧姓竹嶋）
1　決定年月日時　平成28年６月21日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年８月10日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２８年（フ）第２０６９号
大阪市住之江区粉浜１丁目１番23号
債務者　田中　正仁
1　決定年月日時　平成28年６月21日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年８月10日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２８年（フ）第２１２４号
大阪市中央区上本町西２丁目１番５号　フェリーチェ上本町201
債務者　川井和美こと　金　　英子
1　決定年月日時　平成28年６月21日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年８月10日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２８年（フ）第２３３５号
大阪府寝屋川市東大利町19番16号
債務者　花こと　吉村小夜子
1　決定年月日時　平成28年６月21日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年８月10日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２８年（フ）第２４１８号
大阪市西淀川区姫島６丁目１番24号コート姫島304号室
債務者　**片**岡　啓助
1　決定年月日時　平成28年６月21日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年８月10日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２８年（フ）第２４２７号
大阪府門真市打越町19番２号、前住所大阪府寝屋川市河北中町９番16号
債務者　森田　貞吉
1　決定年月日時　平成28年６月21日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年８月10日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２８年（フ）第２４２８号
大阪府門真市打越町19番２号、前住所大阪府寝屋川市河北中町９番16号
債務者　森田美代子
1　決定年月日時　平成28年６月21日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年８月10日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２８年（フ）第２４４６号
大阪市住吉区苅田９丁目５番15―1405号
債務者　吉野　　福
1　決定年月日時　平成28年６月21日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年８月10日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２８年（フ）第２５５０号
大阪市北区長柄中１丁目７番８号　西本マンション３号室
債務者　荒川利尚こと　**荒**川　利尚
1　決定年月日時　平成28年６月21日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年８月10日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２８年（フ）第２５５２号
大阪府吹田市朝日が丘町20番５号（205）
債務者　大石　絹恵
1　決定年月日時　平成28年６月21日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年８月10日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２８年（フ）第２５５８号
大阪府東大阪市新喜多１丁目７番５号すなおナースホーム新喜多
債務者　佐々木陽子
1　決定年月日時　平成28年６月21日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年８月10日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２８年（フ）第１８２号
相模原市南区東林間４丁目12番９号　アーバンスクエア東林間104
債務者　佐々木　愛（旧姓平塚）
1　決定年月日時　平成28年６月17日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年８月12日まで
横浜地方裁判所相模原支部

平成２８年（フ）第１９４号
相模原市中央区横山台１丁目24番20―113号
債務者　遠田　保輔
1　決定年月日時　平成28年６月17日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年８月12日まで
横浜地方裁判所相模原支部